

# 学校体育施設利用の手順

## 1 利用団体登録について

学校施設利用には、まず利用団体登録が必要となります。

利用団体登録を行うため、次の書類を提出してください。

(団体登録完了後に登録内容に変更が生じた場合も、新規内容で再提出してください)

提出書類	提出先	備考
学校体育施設利用団体登録書	教育総務課 または、 各学校	・ <u>年度ごとに提出要</u>
口座振替依頼書	各金融機関	・前年度以前に提出済であり、 内容に変更のない場合は提出不要 ・照明設備及び冷暖房設備を 使用しない場合は提出不要

※書類は教育総務課及び各小・中学校で配布しているほか、東広島市ホームページからもダウンロード可能です。(口座振替依頼書を除く)

【東広島市ホームページの書類掲載場所】

『小・中学校体育施設の開放について』ページ(東広島市ホームページ内)

教育総務課から次の書類が送付されれば、登録完了です。

送付書類	備考
利用団体登録証	代表者宛に郵送により送付
公共施設予約サービス登録者番号通知	登録メールアドレスへ通知

## 2 利用予約申請について

『公共施設予約サービス』により、利用予約申請を行います。

申請期間内に『公共施設予約サービス』にアクセスし、『ヘルプ』を参考に利用予約申請を行ってください。申請後、学校による許可処理により、利用予約が確定となります。(学校運営が優先のため、不許可となる場合があります。)

### 【申請期間】

利用月の前月17日から26日の間に利用申請を行ってください。

(学校が把握するため、上記申請期間外に申請を行った場合は、  
学校へ連絡してください)

### 【『公共施設予約サービス』ページ】

ページ名：ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス

URL：<https://yoyacool.e-harp.jp/facility>



※ 新規に学校の利用を開始するには、利用したい学校と事前に協議を行い、時間の確保を行う必要があります。

学校との協議を行っていない場合は、利用申請の開始ができません。

(あくまで利用開始時の協議が必要であり、毎月の利用申請時には協議は不要です。)

### 3 照明使用料の納入について

体育施設の照明及び冷暖房設備を使用した場合、使用料が発生します。使用料は、口座振替により納入していただきます。(1の利用団体登録時に提出した口座から振替を行います)

なお、振替日は利用月の翌月末日です。(土・日・祝日等の場合は翌営業日)

### 4 体育施設利用について

施設の利用方法、鍵の管理方法などは各学校へご確認ください。

時間の厳守、片付け・清掃・整備の徹底、近隣の迷惑とならない等、ルールを守って施設を利用してください。

ルールが守られない場合は、登録を取り消し、利用中止とする場合があります。

#### ※利用を中止した場合

学校都合による取消、悪天候による利用不可等、利用団体の責によらない利用中止の場合は、口座振替処理の中止または照明使用料の返金により対応します。

利用を中止した場合は、早急に教育総務課までご連絡ください。

◆利用団体には、スポーツ安全保険に加入することをお勧めしています。

必要書類はスポーツ振興課(TEL:082-420-0978)にあります。

## 問い合わせ

東広島市教育委員会 学校教育部 教育総務課

TEL 082-420-0974 FAX 082-423-7551